

## 保育士等就労促進家賃補助を開始します

■問い合わせ：こども課保育グループ☎内線 248

平成 29 年 4 月 1 日以降に市内の保育所等で新たに雇用された方で、一人暮らし（ひとり親世帯を含む）の方の家賃を補助します。

- **対象**：市内に住民登録があり、平成 29 年 4 月 1 日以降、新たに市内の保育所等で常勤として雇用され、単身で市内に居住している方。またはひとり親家庭で 18 歳未満のお子さんを扶養している方（本人が契約する市内の賃貸住宅に居住していること）。
  - ◆ 平成 29 年 3 月 31 日以前から雇用されている方は対象となりません
  - ◆ 保育所等＝保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業を行う施設／常勤＝1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する方／公立保育所は臨時職員のみが対象
- **金額**：月額家賃から住宅手当を差し引いた額の 2 分の 1（月額 2 万円まで）  
共益費・管理費・敷金・礼金・更新料・駐車場使用料その他の費用は含みません
- **定員**：10 人
- **申し込み期間**：4 月 28 日（金）まで
- **申し込み方法**：申請書などに必要事項を明記し、こども課へ持参または郵送（当日消印有効）。申請書は市公式ホームページからダウンロード。審査の結果、補助を行えない場合もあります。
- **必要書類**：①龍ヶ崎市保育士等就労促進家賃補助金交付申請書（様式第 1 号）  
②雇用契約書の写しまたは勤務証明書  
③賃貸住宅の賃貸借契約書の写し  
④住宅手当の額が確認できる書類の写し



## 保育士等修学資金貸付金の申請受付が始まります

■問い合わせ：こども課保育グループ☎内線 248

保育士や幼稚園教諭の資格取得を目指し、将来市内の保育園・認定こども園・幼稚園などの施設で保育士・幼稚園教諭の業務に従事しようとする方に修学資金の貸付を行います。申請書類の配布・受付を開始しました。必ず期間内にお申し込みください。



- **対象**：4 月時点で次のいずれかに該当し、卒業後は市内の保育施設などで保育等業務に従事しようとする方。
    - ◆ 市内に住民登録があり、保育士養成施設などに在学している方  
【大学・短期大学・専門学校などの保育士養成コース（通信制を除く）】
    - ◆ 市長の指定する保育士養成施設等に在学している方  
【流通経済大学社会学部社会学科保育士養成コース】
  - **金額**：月額 3 万円・無利子／貸付期間は 2 年以内
- 保育士等の資格取得後、市内の保育所などで **5 年間勤務** すると **返還が免除** されます（最低就労時間などの条件あり）
- **定員**：10 人
  - **申し込み期間**：5 月 1 日（月）～ 31 日（水）
  - **申し込み方法**：申請書などに必要事項を明記し、こども課へ持参または郵送（当日消印有効）。審査の結果、貸付を行えない場合もあります。申請書類はこども課窓口で配布。市公式ホームページからもダウンロード可。
  - **必要書類**：①龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付申請書（様式第 1 号）  
②在学する保育士養成施設の推薦書（様式第 2 号）  
③誓約書（様式第 4 号）  
④その他市長が必要と認める書類
    - 申し込みの理由・動機（任意様式で 400 字程度）
    - 前年度（平成 28 年度）の課税所得証明書（生計を同一にする家族分）【平成 28 年 1 月 1 日以前から当市に住んでいる方は課税情報閲覧の同意により省略可】